

低入札価格調査制度又は最低制限価格制度が適用される 工事の範囲について

1 低入札価格調査制度の適用範囲

- 予定価格が、建築工事4. 4億円以上、土木工事3. 5億円以上、設備工事2. 5億円以上の工事（技術力評価型総合評価方式、技術実績評価型総合評価方式及び施工能力審査型総合評価方式を適用する案件を除く）及び技術提案型総合評価方式を適用する工事

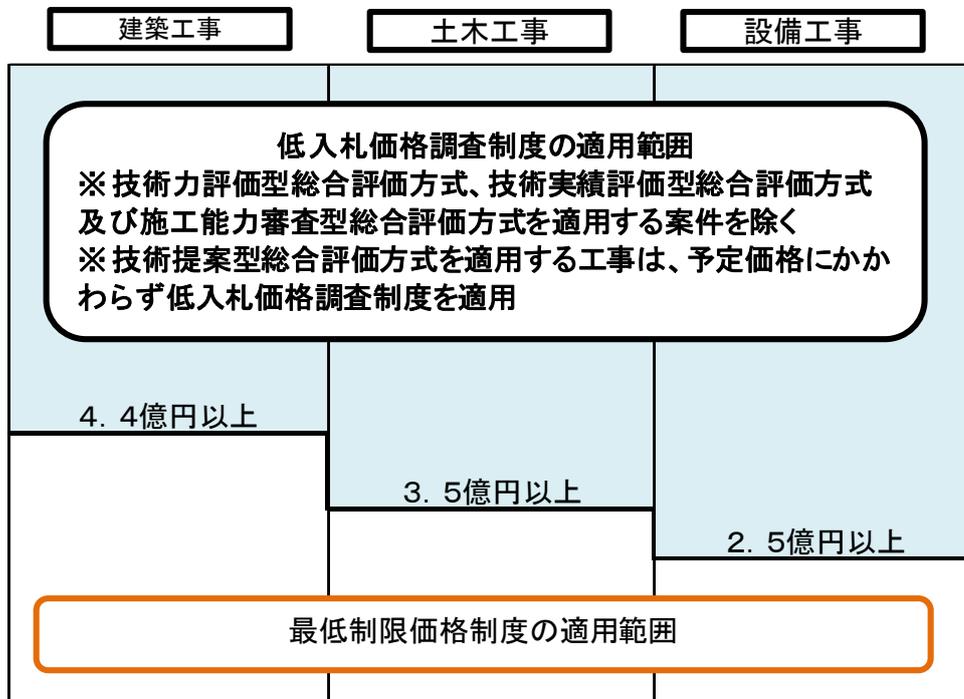
2 最低制限価格制度の適用範囲

- 予定価格が、建築工事4. 4億円未満、土木工事3. 5億円未満、設備工事2. 5億円未満の工事（総合評価方式は適用対象外）

3 適用開始

令和3年1月1日以降に公告等を行う契約案件から適用します。

【概要図】



【問合せ先】

水道局経理部契約課（契約調整担当）
直通 03-5320-6402